# 公　告

## 諸事項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第４７０号**
埼玉県入間郡毛呂山町小田谷230－４、住民票上の住所埼玉県川越市大字笠幡156番地190
債務者　北川　立身
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第４７１号**
埼玉県入間郡毛呂山町小田谷230－４、住民票上の住所埼玉県川越市大字笠幡156番地190
債務者　北川　光子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第９３号**
北海道岩見沢市日の出北１丁目４番６号　朝日ハイツ22号
債務者　高頭　勝則
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花形　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１３６号**
福島県いわき市泉玉露４丁目８番地の16　アークヴィレッジ101、前住所福島県いわき市好間町北好間字南町田16番地の１
債務者　渡辺　伸枝（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　一将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第９８３号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字本木80－５、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字一里原103番地５
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８４号**
仙台市若林区中倉２丁目17番６号　柴田アパート４
債務者　相原　　学
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６４号**
群馬県前橋市石倉町１丁目15番地７
債務者　國峰　和見
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３０３号**
埼玉県狭山市笹井１丁目11番９―504号
債務者　永井　一明
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第３０４号**
埼玉県狭山市笹井１丁目11番９―504号
債務者　永井　歌子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第６８号**
大阪府岸和田市吉井町３丁目20番８号
債務者　清本　昌桂
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
大阪府岸和田市吉井町３丁目20番８号
債務者　清本　姫子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第５４１号**
大阪府泉大津市上之町６番21―1101号
債務者　政田麻起子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第９５２号**
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11夢野団地１―1403号、従前の住所神戸市兵庫区小山町７番７号
債務者　魚八商店こと　吉村　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６０号**
広島市安佐北区口田南９丁目26番29号
債務者　久保千賀子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０９５号**
広島市安佐北区倉掛３丁目７番１号
債務者　大迫　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５７２号**
大阪府泉大津市板原町３丁目23番14号
債務者　池田　博光
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田てい一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係